

山形市立病院済生館 新病院整備基本構想策定支援業務に係る  
公募型プロポーザルの実施について（公告）

「山形市立病院済生館 新病院整備基本構想策定支援業務に関する公募型プロポーザル実施要領」に基づき、業者の選定に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和3年4月20日

山形市病院事業管理者 平川 秀紀

1 公募型プロポーザルを実施する業務の概要

- (1) 業務名 山形市立病院済生館 新病院整備基本構想策定支援業務
- (2) 業務内容 地域の基幹病院として、質の高い、安全・安心な医療を提供するための拠点となる新たな山形市立病院済生館の整備について、機能、規模など、新病院の整備に必要となる基本構想の策定を支援するもの。詳細は、山形市立病院済生館 新病院整備基本構想策定支援業務に関する公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）を参照すること。
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和4年3月31日まで
- (4) 事務局 山形市立病院済生館事務局管理課  
〒990-8533 山形県山形市七日町一丁目3番26号  
電話：023-634-7101  
電子メール：kanrika@saiseikan.jp

2 参加資格

本業務の公募型プロポーザルに参加できる者（以下「参加者」という。）は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 単独の法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 山形市契約規則（昭和39年山形市規則第18号）第25条第2項に規定する競争入札資格者名簿に、参加に係る必要書類の提出期限までに登録されていること（山形市病院事業財務規程第94条第2項の規定により、当該登録をもって病院事業の競争入札参加資格者名簿に登録された者とみなす。）。また、山形市（山形市立病院済生館を含む。）の指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始、破産法（平成

16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (5) 山形市暴力団排除条例(平成23年山形市条例第25号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
- (7) 租税等に滞納がないこと。
- (8) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- (9) 過去5年間(平成28年4月1日以降)に、国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、都道府県、市町村が設置する病院又は公的病院(医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定する厚生労働大臣が定める者の開設する病院をいう。)で、許可病床数が400床以上の病院の新築・改築に関するあり方検討支援業務、基本構想策定支援業務又は基本計画策定支援業務を、元請けとして3件以上受託し、履行完遂した実績を有すること。
- (10) 公益財団法人日本医業経営コンサルタント協会が認定登録した医業経営コンサルタント法人であること。
- (11) 本業務を担当する統括責任者又は主任担当者には、次の資格及び実績を有する者を充てること。
  - ア 公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会が認定する医業経営コンサルタントの有資格者(応募の時点で資格を有する者であること。)
  - イ 上記(9)のうち1件以上の業務の履行に統括責任者又は主任担当者として携わった実務経験を有する者
- (12) 上記(9)のうち1件以上の業務実績を有する一級建築士を担当者に充てること。
- (13) 医療機器製造業および医療機器販売業の許可を受けた者でないこと。また、それらと以下のような関連がないこと。
  - ア 資本面(一方の事業者が他方の事業者の発行済株式総数の50パーセント以上の株式を有するか、出資総額の50パーセントを超える出資をしていること。)
  - イ 人事面(一方の事業者の代表権を有する役員が他方の事業者の代表権を有する役員を兼ねていること。)

### 3 本プロポーザル等への質問について

- (1) 質問書提出期間 令和3年4月26日(月)正午まで
- (2) 回答 令和3年4月28日(水)までに山形市立病院済生館公式ホームページで公開

#### 4 プロポーザルへの参加申込みについて

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加申込みを行うこと。

- (1) 書類等の提供 実施要領及び仕様書は、山形市立病院済生館公式ホームページからダウンロードすること。
- (2) 提出書類
  - ア 参加申込書（実施要領別記様式第2号）
  - イ 参加申込書添付書類（実施要領別記様式第3号から式第5号まで）
  - ウ 直近3か月以内に発行された、国税及び地方税の滞納がないことを証する書類
  - エ 企画提案書（実施要領別記様式第6号）
  - オ 企画提案書添付書類（実施要領別記様式第7号から第9号まで）
- (3) 提出部数 上記(2)のうちアからウまでは各1部、エ及びオは正本1部、副本7部（副本はコピー可とする。）及び電子データを入れたCD-R又はDVD-R1部
- (4) 提出期限 令和3年5月14日（金）午後4時まで
- (5) 提出方法 公募型プロポーザル参加申込書」と明記した封筒に前号の書類を同封し、事務局（山形市立病院済生館事務局管理課）に郵送又は直接持参により提出すること。電子メール等による提出は認めない。

#### 5 選考方法

##### (1) 第1次審査（参加資格の審査）

提出書類を審査し、参加申込みを行った者に対し、その結果を文書で通知する。

##### (2) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

上記(1)を通過した者より提案された企画提案の内容について、令和3年5月24日（月）（予定）にプレゼンテーション及びヒアリングを行い、最も評価の高い者を本業務の履行に最も適した契約の相手方となる第1優先交渉権者、次点を第2優先交渉権者として選考する。

#### 6 選考結果の通知及び公表 第2次審査の結果は、上記5(1)の審査を通過した者に対し文書で通知するとともに、山形市立病院済生館公式ホームページにおいて公表する。

#### 7 契約 第1優先交渉権者と本業務について協議を行い、内容について合意の上、本業務の仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。ただし、第1優先交渉権者と協議が整わない場合、第2優先交渉権者と上記の協議を行うこととする。

#### 8 プロポーザルの中止 やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと判断したときは、中止する場合がある。この場合において、参加申込みを行った者は、応募に関わる全ての経費について山形市病院事業管理者に請求できない。

## 9 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 企画提案資料の受理後の差し替え及び追加・削除は、原則として認めない。
- (4) 提出書類は、受託可能な事業者を選定するための資料であり、無断で公募型プロポーザル以外の目的に使用しない。
- (5) 評価結果に対する一切の異議申立ては、受け付けない。